貸 借 対 照 表 (平成29年3月31日現在)

(単位:円)

	۸ ئىر	₩ ₽	(単位・円)
科 目	金額	科目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金及び預貯金	16, 132, 044, 524	保険契約準備金	58, 265, 795, 761
現金	1, 362, 714	支 払 備 金	32, 904, 448, 545
預 貯 金	16, 130, 681, 810	責 任 準 備 金	25, 361, 347, 216
金 銭 の 信 託	4, 599, 061, 209	その他負債	3, 939, 371, 360
有 価 証 券	40, 953, 800, 428	外国再保険借	774, 216, 745
国賃	718, 012, 999	未 払 金	244, 669, 591
地 方 債	3, 372, 179, 711	未払法人税等	2, 062, 703, 895
社	14, 490, 255, 750	仮 受 金	848, 710, 491
株式	10,000,000	リース債務	9, 070, 638
外 国 証 券	19, 013, 569, 177	賞 与 引 当 金	92, 876, 322
その他の証券	3, 349, 782, 791	役員退職慰労引当金	114, 600, 001
有形固定資産	1,091,080,491	負債の部 合 計	62, 412, 643, 444
土地	989, 506, 872	(純資産の部)	
建物	64, 071, 198	出 資 金	118, 305, 000
リース資産	9,070,638	剰 余 金	7, 336, 475, 331
その他の有形固定資産	28, 431, 783	損失塡補準備金	(175, 277, 000)
無形固定資産	155, 232, 225	その他剰余金	(7, 161, 198, 331)
ソフトウェア	151, 263, 738	特別積立金	(5, 210, 000, 000)
その他の無形固定資産	3, 968, 487	当期未処分剰余金	(1, 951, 198, 331)
その他資産	2, 783, 596, 634	出資金等合計	7, 454, 780, 331
未収保険料	1,746,989,098	株式等評価差額金	457, 121, 907
外国再保険貸	517, 591, 993	評価・換算差額等合計	457, 121, 907
未 収 入 金	47, 358, 486	純資産の部 合 計	7, 911, 902, 238
未 収 収 益	173, 897, 152		
預 託 金	97, 701, 315		
仮 払 金	91, 532, 277		
その他の資産	108, 526, 313		
│ │繰 延 税 金 資 産	4, 687, 063, 369		
貸 倒 引 当 金	△ 77, 333, 198		
資産の部合計	70, 324, 545, 682	負債及び純資産の部合計	70, 324, 545, 682

(注記事項)

- (1) 有価証券の評価基準および評価方法は次のとおりであります。
 - ①子会社株式の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
 - ②満期保有目的の債券の評価は、移動平均法に基づく償却原価法(定額法)によっております。
 - ③その他有価証券のうち時価のあるものの評価は、期末日の市場価格等に基づく時価法によっております。
 - なお、評価差額は全部純資産直入法により処理し、また、売却原価の算定 は移動平均法に基づいております。
 - ④その他有価証券のうち時価を把握することが極めて困難と認められるもの の評価は、移動平均法に基づく原価法によっております。
- (2) 運用目的の金銭の信託については、時価法によっております。
- (3) 有形固定資産の減価償却は、定率法によっております。平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備、構築物については定額法によっております。
- (4) 無形固定資産に計上している自社利用のソフトウェアの減価償却については、当組合内における利用可能期間(原則5年)に基づく定額法によっております。
- (5) 金融商品の状況に関する事項及び金融商品の時価等に関する事項
 - ①金融商品の状況に関する事項

資金運用については、金融庁の認可を受けた事業方法書に基づき、安全性 を最優先として行っています。当組合が保有する金融商品は主として現金 及び預貯金、金銭の信託、有価証券であり、保有する有価証券は主に日本 国債、地方債、社債及び外国証券であり、有価証券には信用リスク、為替 リスク、流動性リスク及び市場リスクがあります。信用リスクについては、 外国証券も含めた社債の保有は原則としてA格以上のものに限定してお り、更に格付けの動向次第では、当該事業会社の状況を調査・検討したう えで必要であれば遅滞なく売却することとしています。外貨建て預金及び 債券には為替リスクが付随していますが、一方、負債の部にも同様に為替 変動の影響を受ける外貨建て支払備金が積まれていますので、外貨建て資 産と負債の保有割合を調節することにより、為替リスクの縮小を図ってい ます。また、流動性リスクについては、保有する有価証券の大部が市場に おいて即時売却可能なものであり、リスクは少ないものと考えています。 有価証券に対する市場リスクについては、高格付けの債券を中心とした運 用を行っており、また満期まで保有することを原則としていることから、 特に損益計算書面におけるリスクは小さいものと考えています。また、未 収保険料については、貸倒リスクがありますが、各契約部署にて常時未収 状況を把握して回収に努めており、更に本部担当部署が金額及び内容等の リスク状況を全体的に取り纏めて管理しています。

②金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)現金及び預貯金	16, 132	16, 132	_
(2)金銭の信託	4,599	4,599	_
(3)有価証券			
満期保有目的の債券	15,851	16, 368	517
その他有価証券	23,891	23,891	_
(4)未収保険料	1,746		
貸倒引当金(*1)	△77		
	1,669	1,669	_
資産計	62, 143	62,660	517
(1)外国再保険借	774	774	_
負債計	774	774	_

(*1)未収保険料に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1)

資 産

(1)現金及び預貯金、(4)未収保険料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2)金銭の信託

金銭の信託のうち、有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信 託の時価については、受託銀行により付された評価額によっておりま す。

(3)有価証券

債券及び投資信託については、主に取引金融機関から提示された価格 によっております。

負債

(1)外国再保険借については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)

非上場株式(貸借対照表計上額 1,211百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3) 有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

- (6) 外貨建資産等の本邦通貨への換算は、外貨建取引等会計処理基準に準拠して 行っております。
- (7) 貸倒引当金は債権の貸倒による損失に備えるため、貸倒実績率に基づいて計上しております。
- (8) 賞与引当金は従業員の賞与に充てるため、期末における支給見込額を基準に計上しております。
- (9) 退職給付引当金については、自己都合による期末要支給額から年金資産の公正な評価額を控除した金額によっております。当事業年度末においては、前払年金費用として108百万円をその他の資産に計上しております。
- (10) 役員退職慰労引当金については、内規に基づき期末において発生していると 認められる金額を計上しております。
- (11) 消費税等の会計処理は税込方式によっております。
- (12) 法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に 関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年 度に適用し、平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物に係る 減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、この変更による損益に与える影響は軽微であります。

- (13) 有形固定資産の減価償却累計額は372百万円、圧縮記帳額は417百万円であります。
- (14) 繰延税金資産の総額は5,496百万円、繰延税金負債は244百万円であります。 また、繰延税金資産から評価性引当金として控除した額は564百万円であり ます。

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳は、責任準備金2,747百万円、支払備金1.959百万円、事業税99百万円、地方法人特別税40百万円であります。

繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、その他有価証券に係る評価差益 214百万円であります。

- (15) 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、リース契約により使用している 重要な有形固定資産として複合機があります。
- (16) 子会社等の株式又は出資金の総額は11百万円であります。
- (17) ①船主相互保険組合法施行規則第53条 2 項において準用する同規則第51条に 規定する再保険を付した部分に相当する支払備金の額は8,325百万円であ

ります。

- ②船主相互保険組合法施行規則第51条に規定する再保険を付した部分に相当する責任準備金の金額はありません。
- ③船主相互保険組合法施行規則第28条に規定する剰余金の分配における控除すべき金額はありません。
- (18) 責任準備金の内訳は、普通責任準備金9,890百万円、異常危険準備金15,471 百万円であります。
- (19) 金額は記載単位未満を切り捨てて表示しております。